

第6回 11月7日(土)放送

第6章 学校のはたらき(2)

—多様化と画一化—

講師 佐々木 享(教育学部 教授)

はじめに

今回は、わが国の学校制度とくにその体系のあらましをのべ、初等・中等教育のそれぞれの学校制度の特徴的なしきみを中心として今日かかえている問題を考察してみようと思ふ。

第1節 現代日本の学校教育体系

まず、現代日本の学校体系のあらましを、かんたんに整理しておく。

1. 就学前教育

わが国では、学校にあがる前の教育機関としては幼稚園が設けられている。1986年現在約1万5000の幼稚園があり、3歳から5歳までの子ども約200万人が通園している。3歳児は22万人程で、大部分は4、5歳児である。国公立の幼稚園に通っている子どもは49万人程であり、私立幼稚園(園の数で50%，子どもの数で74%)の多いことも幼稚園の特色の一つである。

幼稚園にやや似た施設として各地に広範に設けられている保育所は、親が昼間働いているなどの理由で「保育に欠ける」子どもの保育をする施設であるとされている。所管する官庁も厚生省であり、文部省が所管する学校の一種である幼稚園とは区別されている。

幼稚園と保育所とはともに就学前教育の一翼をなっているので、両施設を一本化して教育施設として位置づけるという改革案が近年浮かびあがっている。しかし両施設それぞれの歴史的な事情を背負っており、保育所にはその役割上長時間保育が多いなどの運営面での違いも大きいため、今日なお一元化の見通しは立っていない。

2. 初等教育

現代日本では、修業年限6年の小学校が初等教育を行っている。詳しくは後述する。

3. 中等教育

今日のわが国の中等教育は、①小学校卒業を入学資格とする修業年限3年の中学校と、②中学校卒業を入学資格とする高等学校とで行なわれている。高等学校的修業年限は、全日制つまりフルタイムの学校では3年、夜間など特定の時間帯に授業を行なう定時制では4年である。このほか高等学校には通信によって授業を行なう通信制の課程がある。

中等教育を行なう学校が中学校—高等学校と極度に単純化されている点に、今日の日本の中等教育の重要な特色がある。ただし、近年、中学校卒業を入学資格とする修業年限3年制の専修学校の高等課程の卒業者に大学入学資格（実態としては受験資格）を与えるようになったので、この専修学校高等課程は、学校体系上、中等教育に准ずる位置を与えられているということができる。

4. 高等教育

高等学校卒業を入学資格とする大学と短期大学、および大学卒業後いっそう深く学問研究を学ぶ課程である大学院の3者を高等教育と総称している。むかしは高等教育を受けるのはごく一部の者だけという考え方があつたが、近年、大学、短期大学が大幅に拡充され（1986年には大学465校、短期大学548校、計1013校に達している）、大学・短大への進学率はほぼ34%に達している。高等教育の問題点の一つは、初等教育、中等教育とは違って国公立の比重が小さいこと（1986年の国公立大学は大学数で28%、学生数で28%、国公立の短期大学は大学数で16%、学生数で10%に過ぎない）である。換言すれば、経済、社会の発展に大きな貢献をしてきたわが国の高等教育は、そのひじょうに大きな部分を施設設備等が必ずしもじゅうぶんでないことが多い私立大学に依存していることである。私立大学への国庫助成の拡充強化が求められるゆえんである。

なお、近年、高卒を入学資格として職業に関する専門教育を施す専修学校の

専門課程——専門課程を置く学校を専門学校と称する——が増加傾向にあることが注目されている。その学生数はすでに短期大学の学生数を上まわるに至っている。臨時教育審議会の答申などは専門学校を高等教育の一環として位置づけるよう提唱している。

5. 特殊教育

以上はいわゆる健常児についての学校体系である。盲、ろう、肢体不自由、ちえおくれなど心身に障害をもつ子どもたちのためには、盲学校、ろう学校、養護学校など特殊教育諸学校と総称される学校が設けられている。その学校階梯は健常児のそれに準じて小学部、中学部、高校に相当する高等部の3段階に区分されている。心身障害児についても就学義務制が実施されている。

高等教育機関における障害者の受け入れ体制がじゅうぶんでないことは、今日のわが国高等教育の一つの問題点とされている。

6. わが国の学校体系の特徴

第2次大戦後は、わが国のみならず多くの国で、学校体系を初等教育、中等教育、高等教育という3段階に区分する考え方が一般化している。このような区分が成立するのは、じつは、今日のわが国の学校体系がそうであるように、下級から上級に至る学校体系がほぼ直線的に階段を登るように単純化されているからである。

第二次大戦前の西欧のいくつかの国のように、大衆が学ぶ初等学校と、中等学校の予備過程としての学校とが並列しているような場合、あるいはその卒業者が大学に進学できる中等学校と進学資格を認められない実業学校とが並列しているような場合には、初等教育と中等教育とは教育体系の段階区分ではなくて目的・性格を異にする教育を意味したし、また、実業教育制度を中等教育制度とは目的・性格の異った制度として位置づけることが必要であった。

中等教育、高等教育の門戸を広く開放して教育機会を拡げることは今日の世界的趨勢であり、学校体系を初等・中等・高等の3段階区分で説明する考え方もまた、この趨勢に合致しているということができる。

第2節 小学校

わが国では、初等教育を施す学校は、障害児のための学校を別とすれば、小学校ただ一種しか認められていない。

* 旧憲法下にあっては、華族の子弟に普通教育を施すために、通常の学校体系とは別に宮内省所管の学習院が設けられていた。この学習院も今日では、学校教育法、私立学校法に準拠した通常の私立学校の一つであって、現在では、通常の学校体系外の小学校、中学校は存在しない。

教育組織という点からみると、小学校は同一年齢つまり同一学年の男女の児童によって学級を編成し、これを授業の基礎単位としている。1学級に1名の担任教師がつき、小学校の全教科を指導する（ただし上級学年になると、図画工作、家庭など一部の教科を当該の学級担任以外の教師が指導することがある）。この方式をとっているのは、今日では小学校だけである。小学校児童にとっての先生は、校長をのぞけば自己の属する学級の担任教師のみであるから、学習指導面では勿論のこと、訓育面でも教師の影響力は大きい。

* 同一学年の児童数が極度に少ない僻地の学校では、複数の学年の児童と一緒にして一学級を構成することがある（複式学級）。

わが国では初等・中等教育の教科の種類は法令（学校教育法施行規則）によって定められ、その内容の大綱や水準は文部省が告示する学習指導要領によって定められている。実際には、教師はいちいちこれらの法規や文書をみて授業をするわけではなく、これらに準拠して編集されている教科書を最も重要な教材として授業をしている。法令や学習指導要領が教育内容についての基準を定めていることは、全国的に初等教育の水準を維持するうえでの大きな役割を果している。しかし他面で、地域社会あるいは教師たちの教科や教育内容への研究関心をそいでいる面があることも否定できない。これは、中等教育についても同じである。

第3節 中等教育の学校制度

1. 中学校

現代の日本の中等教育は、中学校と高等学校とで行なわれている。

中学校は、小学校に続く唯一の学校である。中等教育の前期課程が義務教育化されているところに、今日の学校制度の一つの特色がある。

公立中学校は義務教育学校である関係で小学校と同じく市町村立であるが、校地、校舎、教育組織は小学校とは全く独立していなければならないとされている。これは、戦前の小学校高等科の施設や教育組織がじゅうぶん独立せず、尋常科の附帯物の観を呈していたことへの反省から生まれた原則である。

中学校では、生徒集団は小学校と同じく学級ごとに組織され、学級担任の教師が置かれる。授業は、技術・家庭、体育のようにその一部を男女別で行なう場合をのぞき、学級単位で行なわれる。しかし授業を担当する教師は、小学校とは違って、各教科ごとの教科担任である。各教科の授業を各教科を専門とする教師が担当するというシステムは、教科の内容の専門性が深くなることに対応したもので、現代の中等教育に特有のものである。

中学校になると、小学校の「算数」が「数学」と名称が変るほか、「図画工作」と「家庭」であったものが「美術」と「技術・家庭」に、また「体育」が「保健体育」となるなど、子どもの発達に応じて教科構成の一部も変る。しかし何といっても中学生にとって全く新しい教科は「英語」である。外国语に関する教科が設けられるのは、現代の中等教育の一つの特色となっている。中学校の教科は、小学校と同様に大部分が必修科目である（じつは英語は選択制の教科なのであるが、英語を課さない中学校は知られていない）。しかし、中学校になると、生徒が希望に応じて選択できる教科が置かれる。選択教科の種類はしばしば変ってきたが、現在は3年で1時間だけ音楽、美術、技術・家庭、保健体育のなかから1教科を選択履修することになっている。中学生という年代は自我が確立し始める時期であり、現行の教育課程では選択制の教科の時間が少な過ぎるとする批判があり、近年これをふやそうという気運が高まっている。

中学生の生活を小学生のそれと比較した場合の大きな変化は、生徒の自主性を基礎とした学級会活動、生徒会活動、クラブ活動が活発になることである。ことに近年はクラブ活動が盛んで、運動系のクラブ活動に参加している生徒は、早朝練習（子どもたちは朝練といっている）、放課後の練習にくたくたになる程熱中している姿が見られる。

2. 中学生の学力問題

中学校教育は義務教育の一環であるが、義務教育だから誰でも中学校に進学できるわけではない。現行制度では小学校を卒業することを中学校入学の要件としている。そこで、「小学校卒業」という学力認定がしっかり行なわれないと、学力がふじゅうぶんなままで中学生になってしまふという事態が起こる。西ヨーロッパ諸国やソ連邦では各学年ごとの進級の判定がかなり厳格で、当該学年修了というに倣する学力がついていないと判定された子どもは原級留置（いわゆる落第）とし、もう一度同じ学年で学ばせる。フランスは落第が多いことで知られ、近年少なくするためのさまざまな努力がされているとはいえ、なお毎学年1割弱の者が落第している。

わが国的小・中学校では、長期病欠など余程特別な事情がない限り、原級留置されることはない。進級、卒業判定が厳格になされていて落第がないのなら喜ばしいことであるが、当該学年の修了あるいは小学校卒業と認定するには学力にかなり欠けているところがあるにもかかわらず、世間態もありかわいそうだから進級・卒業させているというのであれば、問題を残すことになる。実際に授業についてゆけない子どもも多いとする指摘が多いことからみて、進級・卒業の判定の実態に疑問を投げかけている研究者も少なくない。

3. 義務教育の制度

念のためにいえば、現行の義務教育制度は厳密には中学校を卒業するまで就学させることを親に義務づけているわけではない。

* 教育を受けること=通学することは子どもにとっては権利であって、義務ではない。国は、親に子どもを就学させる義務を課し、義務教育を実施するために地方自治体に小学校、中学校を設置する義務を課しているのである。

学校教育法は親（保護者）にたいして「満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年から」「満一五歳に達した日の属する学年の終りまで」その子どもを就学させることを義務づけている。年齢によって就学義務の内容を定めるこのような方式を年齢主義と呼んでいる。この就学義務期間に対応して設置されているのが小学校と中学校なのである。

小学校、中学校の途中の学年で何らかの事情で1年遅れた子どもは、中学2年で満15歳となる。その親にとっては、就学させる義務はこの学年で終ることになる。このような場合には中学校2年修了で退学させても法令違反でない。たいていの親は学業を続けさせて中学校を卒業させるであろうが、この場合の中学校3年は義務就学ではなく自由意志にもとづく就学ということになる。

第4節 高等学校

1. 学科

高等学校では、小・中学校と異って、その教育組織を普通科、職業に関する学科（以下では職業学科と略称する）など、専攻する学科ごとに組織している。普通科のみを置く高校を普通高校、職業学科のみを置く高校を職業高校と称している。しかし、全高校5,491校中1,489校(27.1%)は普通科と職業学科とを併置している（1986年度）。

高校全体についてみた学科別生徒数は表6-1の如くで、86年現在の普通科、職業学科の比率はほぼ73:27である（「他の学科」とは、普通科、職業学科のいずれにも分類されない理数科、英語科、音楽科などである）。1970年代初めまではほぼ60:40で推移してきたが、以来職業学科の比率は次第に低下している。

2. 高校の教育課程

高校の教育課程（カリキュラム）は、学科の種類や全日制・定時制に関係なくすべての高校生に学ばせる必修制の教科・科目と、その学科に固有の教科・科目とから構成されている。この意味での必修制の教科・科目は、現在は国語I、現代社会、数学I、理科I、体育、保健および芸術教科中の1科目である。

表6・1 高校の学科別生徒数（全・定計、1986年度）

	計	男	女
計	5,253,230 (100.0)	2,650,366	2,602,864
普通科	3,818,119 (72.7)	1,880,771	1,937,348
農業に関する学科	153,738 (2.9)	104,710	49,028
工業に関する学科	478,854 (9.1)	459,334	19,520
商業に関する学科	578,827 (11.0)	165,876	412,951
水産に関する学科	16,099 (0.3)	14,309	1,790
家庭に関する学科	140,181 (2.7)	3,824	136,357
看護に関する学科	25,825 (0.5)	55	25,770
その他の学科	41,587 (0.8)	21,487	20,100

文部省「学校基本調査 昭和61年度」による。

女子にはこのほか「家庭一般」4単位が必修とされている*。職業学科では、当該学科に固有の専門教科を30単位以上学ばせる。1週1単位時間（ふつうは50分）で1年間学習する場合を1単位と計算する。

* 女子にのみ「家庭一般」を必修とすることは「女子にたいするあらゆる差別撤廃条約」に反するとされ、近々中にこの方式は改められる予定である。

高校の教育課程を共通必修制の教科・科目と当該学科固有の教科・科目に分けているのは、学科の種類の違いを認めることと、高校教育としての統一性を保持することとを両立させるためである。

高校の教科には、複数の科目が設けられている。たとえば社会科には現代社会、日本史、世界史、地理、倫理、政治・経済の6科目がある。そこで、各高校、各学科では、地域の事情、学校や学科の伝統、父母の期待や生徒たちの多様な希望等を勘案して、カリキュラム編成に工夫をこらしている。

3. コース制と選択制

普通科では、カリキュラムを生徒の希望する進路などに応じて、複数のコースに分けて編成している場合が多い。実際にみられるコースは多様であるが、就職希望者向き、一般型、進学希望者向きなどがふつうで、進学希望者向きコースをさらに文系、理系に分けたり、国公立大志向、私立大志向に分けたりして

いる場合も多い。このコース分けも2年から始める学校と3年のみにとどめる学校とがある。進学コースのカリキュラムは国語、社会、数学、理科、外国語のような普通教育の教科・科目——というよりは大学受験のための科目を軸にして編成されるのがふつうであるが、就職あるいは一般コースでは、カリキュラムのなかに簿記・会計のような職業教育に属する科目や情報処理に関する科目をふくめている場合が多い。

高校生の学校内の生活集団の単位はホームルームである。近年は、ほとんどすべての高校でホームルーム単位で授業をしている。コース制をとる場合には、学校側が準備したいくつかのコースというメニューを生徒に選びとらせることになるが、実際にはホームルームも同一コースの生徒で編成するのがふつうである。

ホームルーム編成を変えないで、あるいはコース制をとりながらも、ある時間帯に複数の異なる授業科目を展開して生徒に希望する科目を履修させる方式を選択科目制と呼び、近年、この種のくふうをこらす高校がふえている。高校生時代は個性が開花し始める青年期であり、また学校としても個性の伸長を援助することが大切な時期であるから、ある程度のコース制はやむを得ないとしても、可能な限り生徒が選択し得る多様な科目を展開することが望ましいと考えられている。しかし、教師の数やその専門領域の構成、教室数をふくむ施設設備の条件などに制約されて思うにまかせないのが現実である。

なお近年一部の高校で、生徒間の学習の進度に著しい幅がある場合、数学、英語などの科目について習熟度別に授業を実施することが試みられている。

4. 職業学科

職業学科のカリキュラムでは、学科の種類にもよるが、おおむね40~50%を当該学科に特有の職業教育科目にあてている。なかでも商業では職業科目の比重が小さい。職業学科には各種の実験・実習施設（特に農業科では農場、漁業科などでは大小の実習船）が備えられており、そのカリキュラムにおいては、実験や実習という普通科ではみられない授業が重要な位置を占めている。工、農、水産などの学科の実習では、1クラスをいくつかの班に分け、それぞれに

指導者について念入りに指導するのがふつうである。

第5節 新学制40年

現代の日本では、ひとつひとつの学校の制度やしくみの問題もさることながら、学校と学校、具体的には中学校と高校、高校と大学とのつなぎ目に介在している入学者選抜のあり方が大きな問題となっている。それ自体は今回のテーマではないが、たとえば大学受験を意識したコース制というかたちの高校教育のしくみに大きく影響していることは上述のとおりである。

今年（1987年）は、1947年（昭和22）に新学制つまり現行学校制度が発足してから40周年にあたる。「受験」の圧力は学校制度自体が生み出したものではないから、一朝一夕に受験体制の改善を期待することはできない。しかし、学校制度改革で何をなし得るか改めて考える一つの好機であることも、確かなことである。